

学校法人セムイ学園利子補給奨学金交付要項

(令和8年度入学者用)

(目的)

第1条 学校法人セムイ学園（以下「本学」という。）の学生及び保護者が金融機関から教育ローン等の融資を受けた学費相当額に対する利子の一部を本学が助成することにより学生及び保護者の経済的負担の軽減を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「教育ローン等」とは、本学への入学金及び授業料等として納入するために、金融機関等から融資を受けたものとする。

(対象者)

第3条 入学を希望する学生（通信課程を除く）の保護者などの世帯収入が、別表1「利子補給奨学金所得基準額表」以内の世帯のもの。ここでいう世帯とは、生計を同一にするものをいう。

(利子補給の対象額)

第4条 本学が交付する学生納付金等の振込用紙により、納入された入学金、授業料、実習料、施設設備費の額（1年次は1年次分学費、2年次は1年次と2年次の学費の合計、3年次は1年次から3年次までの学費の合計）を上限とする。また、本学が指定する納付期限後に納付された入学金及び授業料等は対象外とする。

(利子補給期間)

第5条 利子補給期間は、標準修業年を限度とする。ただし、次に掲げる期間に限り申請に基づき期間の延長を行うことができる。

- (1) やむを得ない事情により標準修業年限を超えて在学し、校長が認める場合
- (2) 本学歯科技工士科から本学専攻科に進学した場合の専攻科の修業年限

(利子補給利率)

第6条 本学が助成する利子補給利率は、年3.5%を上限とする。ただし、融資利率が年3.5%以下の場合は、その利率とする。

(利子補給額)

第7条 当該年度に利子補給する額は、償還計画表に基づき、前条の利子補給利率に基づく利息の合計額とし、1人あたり年6万円を上限とする。

(利子補給の停止)

第8条 次の場合、利子補給を停止する。

- (1) 入学後に退学、除籍等により在籍しなくなった場合。ただし、退学、除籍等の後に利子補給を受け取った場合には、該当する金額を返済することとする。
- (2) 当該年度1年間全て休学する場合、休学期間中の利子補給を停止する。

(必要書類)

第9条 申し込みに当たっては、次の書類を本学へ提出するものとする。

(1) 奨学金申請書(本校所定様式)

(2) 世帯の所得を確認できる以下のいずれかの書類

① 所得証明書(コピー不可)

② 給与所得等に係わる市民税・県民税・森林環境税 特別徴収額の決定通知書(コピー可)

※所得金額が明記されているもの。課税額のみは不可

③ 課税証明書または非課税証明書(コピー不可)

(3) 住民票の写し(コピー不可、世帯全員および世帯主の記載があるもの)

(4) 教育ローン契約書の写し

(5) 教育ローン償還計画表の写し

(6) 振込口座届(本校所定様式)

(受付期間)

第10条 入学手続き期間を提出期限とする。入学願書提出時に添付する書類は、奨学金申請書及び世帯の所得を証明する書類、住民票の写しとする。その他の書類については申請者へ連絡する。

(学費の支払い)

第11条 利子補給奨学金の対象者となった者は、入学手続きにおいて入学金のみの納入、初年度の残り学費は入学前の3月20日までに納入とすることができる。

(他の奨学金との併用)

第12条 本学園が実施する他の奨学金制度(ひとり親家庭奨学金、セムイ学園奨学生、セムイ学園学生支援奨学生を除く)との併用を認めない。

(利子補給奨学金の交付時期)

第13条 本学への入金を確認後、指定口座に振込むものとする。

(1) 当該年度の学費を一括納付の場合は、6月末日までに指定口座に振込むものとする。

(2) 当該年度の学費を分割納付の場合は、6月末日及び10月末日までに指定口座に振込むものとする。

別表1 「利子補給奨学金所得基準額表」

子供の人数	世帯の年間所得の上限額	
	給与所得者	給与所得者以外
1人	790万円	590万円
2人	890万円	680万円
3人	990万円	770万円
4人	1,090万円	860万円
5人	1,190万円	960万円

*子供の人数とは、扶養しているお子様の人数をいいます。年齢、就学の有無を問いません。

*世帯の年間所得には、世帯主のほか、配偶者などの所得も含まれます。

* 給与所得者（年金受給者を含む。）の場合、所得は「給与所得控除後の金額」になります。

* 給与所得者以外の場合、所得は「確定申告書の所得金額（税込）」になります。

【本要項所得基準額は、日本政策金融公庫「国の教育ローン」基準額を参考に設定しています】